

発委第2号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則について

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年3月23日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 加藤和男

説 明

この案を提出するのは、請願書の記載事項等の改定に関し、長久手市議会会議規則の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市議会規則第 号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則

長久手市議会会議規則（昭和48年長久手町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第85条 請願書には、邦文を用い請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所</u> _____ (法人の場合には、その所在地及び名称 _____) を記載し、<u>請願者(法人の場合は代表者)が署名又は記名押印しなければなら</u>ない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に<u>署名又は _____ 記名押印</u>しなければなら</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第85条 請願書には、邦文を用い請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名</u> (法人の場合には、その名称及び代表者の氏名) を記載し、<u>押印しなければ</u> _____ なら</p> <p>い。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に<u>署名し、又は記名押印</u>しなければなら</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。